平成２２年（フ）第１５９号
栃木県栃木市大宮町2283番地１　オーク平川ハイツ103
債務者　山中　　勉
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６０号
栃木県栃木市大宮町2283番地１　オーク平川ハイツ103
債務者　山中　京子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前11時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１６１号
栃木県栃木市平柳町２丁目１番30号　コーポアイＥ205号
債務者　早乙女道男
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前11時15分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２０７３号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ20棟212号
債務者　西塚　　恒
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６３号
川崎市川崎区川中島１丁目６番12号　小泉マンション201号
債務者　安宅　道雄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
川崎市多摩区枡形２丁目19番９号　Ｔ・メゾンリビエール107
債務者　仲原　正樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１６号
川崎市宮前区平１丁目１番55―407号　ハビテーション向丘
債務者　田口　龍己
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２６号
川崎市中原区市ノ坪646番地　栄荘205
債務者　久保　　栄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６３５号
川崎市川崎区京町２丁目11番３号　佐野荘105
債務者　城　　龍太
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
川崎市多摩区菅北浦２丁目３番１号　ハイツ藤205
債務者　横小路良子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６２号
川崎市幸区下平間151番地　イリヤアームズ203
債務者　臼井　冷子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６４号
住民票上の住所埼玉県草加市青柳６丁目54番24号
債務者　熱海　美香
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５６号
岡山市北区岡町１番16号　メゾン植田102号
債務者　植村　勝彦（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５５７号
岡山市北区岡町１番16号　メゾン植田102号
債務者　植村　幸美（旧姓吉川・山本）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６０８号
岡山県玉野市奥玉３丁目19番５号
債務者　石田　誠二
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部